

第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第1節 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、2007年9月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2018事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

1. 破綻処理準備態勢の整備に係る改正（2018年7月13日）
金融安定理事会（FSB）における議論の進展等を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2018年7月13日より適用）。
2. 金融機関の報酬体系に係る改正（2018年7月13日）
2018年3月にFSBが「健全な報酬慣行に関する原則及び実施基準の補完的ガイダンスーミスコンダクトリスクに対処するための報酬手法の利用ー」を最終化、公表したことに伴い、所要の改正を行ったもの（2018年7月13日より適用）。
3. ファンドの募集等を行う者及びファンドの運用を行なう者へのモニタリングに係る改正（2018年7月13日）
適格機関投資家等特例業務届出者に対し事業報告書の提出が義務付けられたことに伴い、既に様式が改正されていた金融商品取引業者等に関する事業報告書と合わせて、ファンドに関する基礎的な情報が把握可能になったため、モニタリング調査表の提出を求める項目を削除する改正を行ったもの（2018年7月13日より適用）。
4. 開示要件（第3の柱）に係る改正（2019年3月1日）
2017年3月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化ー第2フェーズ」を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2019年3月31日より適用）。
5. 私設取引システム（PTS：Proprietary Trading System）における信用取引取扱い開始に係る改正（2019年3月18日）
PTSにおいて禁止されている信用取引の取扱い開始について、PTS信用取引禁止の解除等の改正を行ったもの（2019年4月1日より適用）
6. レバレッジ比率規制に係る改正（2019年3月15日）
2017年12月バーゼル銀行監督委員会から公表された「バーゼルⅢ最終化合意」を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2019年3月31日より適用）

7. T L A C規制等に係る改正（2019年3月15日）
金融安定理事会による「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築に係る原則」（2015年11月公表）及びバーゼル銀行監督委員会による最終規則文書「T L A C保有」（2016年10月公表）を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2019年3月31日より適用）。
8. 店頭外国為替証拠金取引（店頭F X取引）に係る改正（2019年3月25日）
店頭F X取引を行う業者に対し、決済リスク管理強化等の観点から、所要の改正を行ったもの（2020年1月1日より適用）
9. 店頭外国為替証拠金取引（店頭F X取引）に係る改正（2019年6月18日）
店頭F X取引を行う業者に対し、取引データの保存及び金融商品取引業協会への報告体制の整備を求めため、所要の改正を行ったもの（2021年4月1日より適用）
10. レポ・証券貸借取引に係る改正（2019年6月10日）
金融安定理事会によるレポ・証券貸借取引に係る諸提言を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2019年7月1日より適用）

第2節 金融商品取引業者等に対する金融モニタリング

金融商品取引業者等は、①金融仲介機能の適切な発揮に向けた不断の努力により、我が国の金融・資本市場に対する信認を高め、さらには我が国経済の発展に貢献していくこと、②国民のニーズに適った金融商品・サービスを提供することにより、その安定的な資産形成を支援することが求められている。

このような認識の下、金融商品取引業者等について、ビジネス動向・収益構造等の把握を行うとともに、法令等を踏まえた業務運営を行っているか等投資者保護上の観点から、証券取引等監視委員会と連携しつつ、モニタリングを実施した。

第3節 第一種金融商品取引業

I 第一種金融商品取引業者の概況

1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（別紙1参照）

(1) 第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、2018年7月以降、13社が新規に登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者10社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、2019年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は298社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、271社となっている。

① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状 況	登録年月日
t s u m i k i証券株式会社	○	新規登録	2018年7月31日
ユニバーサルバンク株式会社 (※)	○	新規登録	2018年9月18日
日本インスティテューショナル証券株式会社	○	新規登録	2018年9月19日
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社	○	変更登録	2018年11月15日
ブライト・アセット株式会社	○	新規登録	2018年12月11日
株式会社ユニコーン (※)	○	新規登録	2018年12月26日
株式会社SBIネオモバイル証券	○	新規登録	2019年2月26日
十六TT証券株式会社	○	新規登録	2019年3月27日
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社	○	変更登録	2019年6月11日
L I N E証券株式会社	○	新規登録	2019年6月24日
N A B証券株式会社	○	新規登録	2019年6月28日
S B I CapitalBase 株式会社 (※)	○	新規登録	2019年6月28日
キャニオン・キャピタル・ジャパン株式会社	○	変更登録	2019年6月28日

※第一種少額電子募集取扱業者。

② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第 29 条の登録の抹消を伴うもの）
又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
日本アジア証券株式会社	○	合併消滅	2018年7月1日
J C証券株式会社	○	登録取消	2018年7月24日
ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ証券株式会社	○	廃止	2018年7月30日
B i n a r y株式会社	—	廃止	2018年8月10日
アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社	○	廃止	2018年11月1日
日興アセットマネジメント株式会社	○	事業譲渡	2018年11月1日
NNインベストメント・パートナーズ株式会社	○	廃止	2018年12月28日
ウィズダムツリー・ジャパン株式会社	○	廃止	2019年1月31日
日の出証券株式会社	○	合併消滅	2019年2月12日
竹松証券株式会社	○	事業譲渡	2019年5月20日

(2) 特別金融商品取引業者

2019年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、21社となっている。

特別金融商品取引業者

SMBC日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	J Pモルガン証券(株)
シティグループ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	東海東京証券株式会社
野村證券(株)	バークレイズ証券(株)
BNPパリバ証券(株)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)
みずほ証券(株)	モルガン・スタンレーMUF G証券(株)
メリルリンチ日本証券(株)	UBS証券(株)
(株)SBI証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)
ナティクス日本証券(株)	ソシエテ・ジェネラル証券(株)
楽天証券(株)	

(3) 指定親会社

2019年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第57条の12第1項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス(株)及び(株)大和証券グループ本社の2社となっている。

2. 国内証券会社の2018年度決算概要(別紙2~3参照)

国内証券会社250社の2018年度決算(単体)は、大型上場案件等により引受手数料収入が増加した一方、不透明な市場環境のもと、投資マインドの冷え込みが見られ、株式売買委託手数料収入や投信関連手数料収入が落ち込んだことなどから、前年同期比で、多くの会社が減収・減益となった。

営業収益は、前年同期比4,107億円減の3兆6,660億円(同10%減)、販売費・一般管理費は、同1,579億円減の2兆7,269億円(同5%減)、経常損益は、同3,286億円減の4,241億円(同44%減)、当期損益は、同2,401億円減の2,840億円(同46%減)となった。

II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

2018年7月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、5社(5件)に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消 1件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 0件
- ③ 業務改善命令 4件
- ④ 資産の国内保有命令及び業務改善命令 0件
- ⑤ 資産の国内保有命令 0件

なお、行政処分に至った法令違反等の内容は、「情報管理に係る不十分な経営管理態勢・内部管理態勢」、「空売り規制違反」、「売買管理態勢の不備」等となっている。

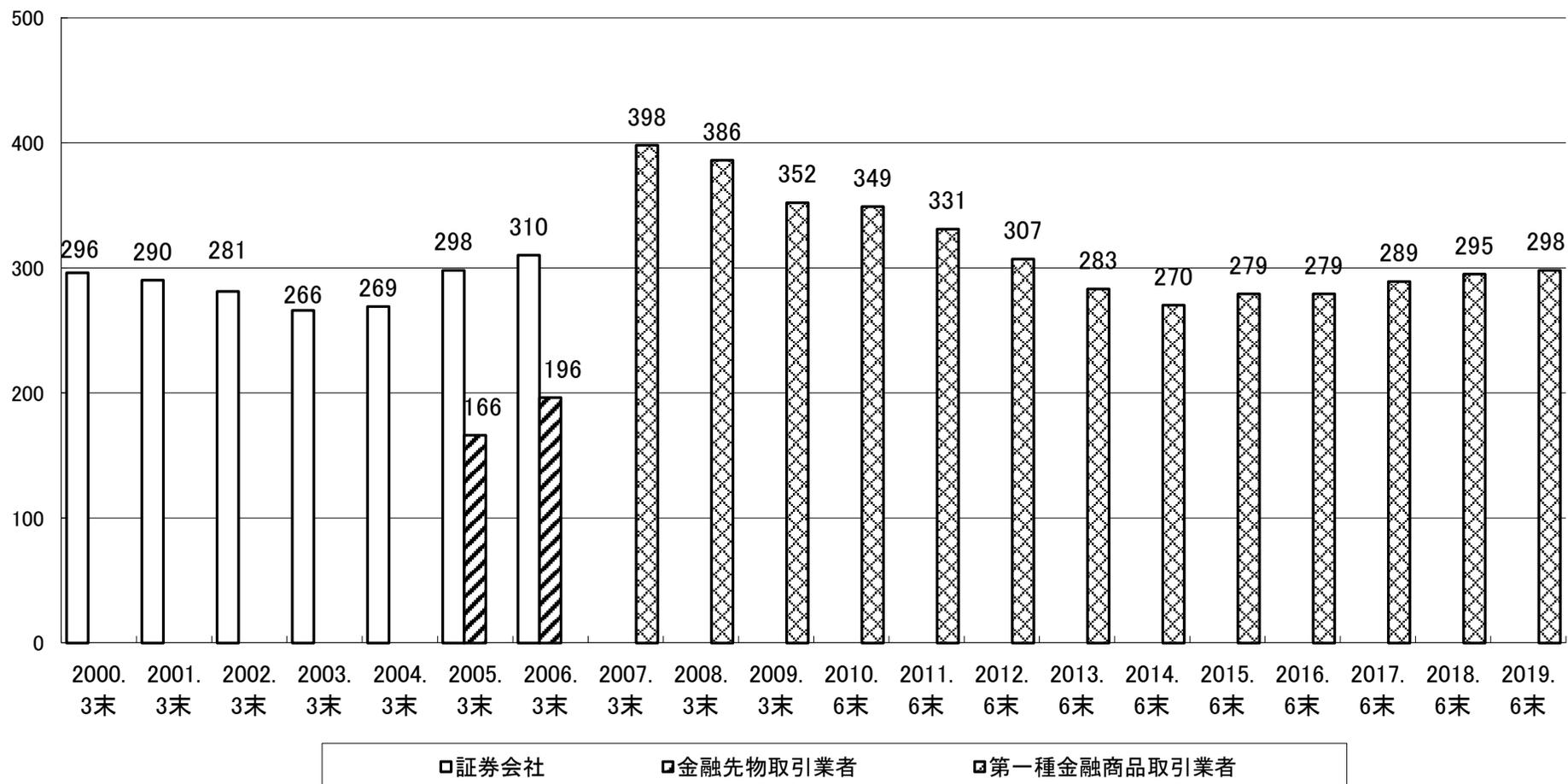
III 投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正(1998年12月1日施行)において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社(金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者)に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235 社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46 社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、2002 年 7 月 1 日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（2019 年 6 月末時点 266 社、同年 3 月末時点基金規模約 583 億円）。（別紙 4 参照）

金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注：2007年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

国内証券会社の2018年度決算概況

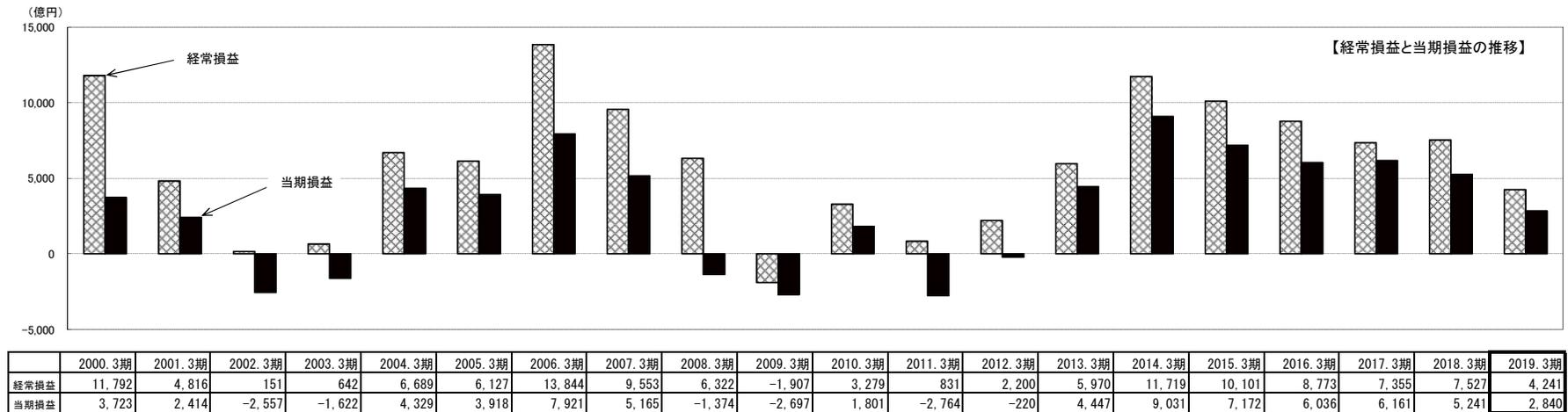
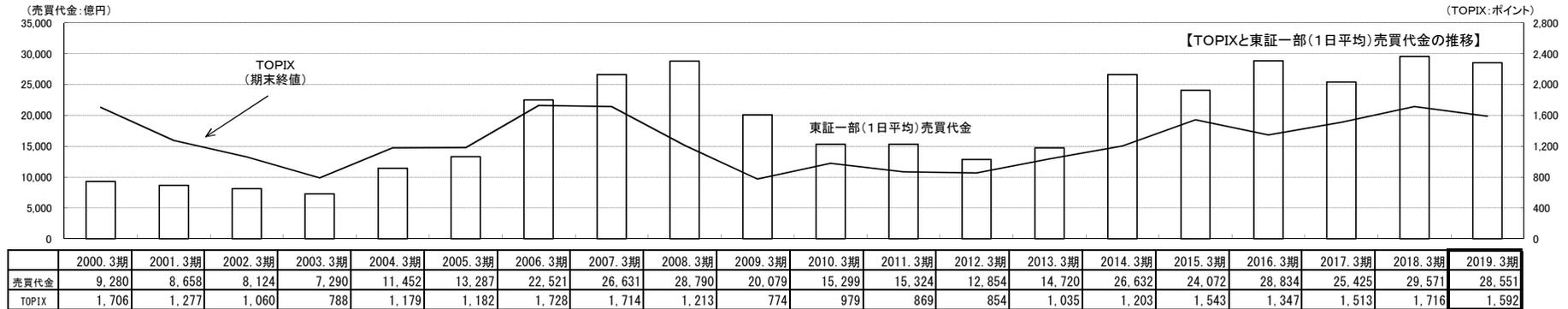
(単位:億円)

	2018年度 (A)	2017年度 (B)	(A)/(B)
会 社 数	250社	249社	—
営 業 収 益	36,660	40,767	90%
受 入 手 数 料	19,864	22,365	89%
委 託 手 数 料	5,111	6,433	79%
引 受 け ・ 売 出 し 手 数 料	1,847	1,385	133%
募 集 ・ 売 出 し の 取 扱 手 数 料	2,314	3,322	70%
ト レー デ ィ ン グ 損 益	7,433	10,053	74%
金 融 収 益	8,647	7,756	111%
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	27,269	28,848	95%
取 引 関 係 費	6,813	7,545	90%
人 件 費	10,089	10,689	94%
経 常 損 益	4,241	7,527	56%
当 期 損 益	2,840	5,241	54%

(注)日本証券業協会調べ。

株式市況と証券会社の損益の推移

(別紙3)



(注) 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。

投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金						
会員数	<p>会員証券会社数 (2019年6月30日現在)</p> <table> <tr> <td>国内証券会社</td> <td>256社</td> </tr> <tr> <td>外国証券会社</td> <td>10社</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>266社</td> </tr> </table>	国内証券会社	256社	外国証券会社	10社	計	266社
国内証券会社	256社						
外国証券会社	10社						
計	266社						
役員	理事長 大久保 良夫						
基金規模	2019年3月31日現在 約583億円						
補償実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南証券の破産に伴うもの(2000年3月)－ 補償額 約59億円(うち破産管財人からの返還額 約24億円) ・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの(2007年6月)－ 補償額 約2億円 (2007年10月)－ 補償額 約0.6億円 ・ 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの(2012年3月)－ 補償額 約1.7億円 						
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14年7月1日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。						

第4節 第二種金融商品取引業

I 第二種金融商品取引業者の概況（別紙1参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

2019年6月末現在における第二種金融商品取引業者は1,207社となっている。

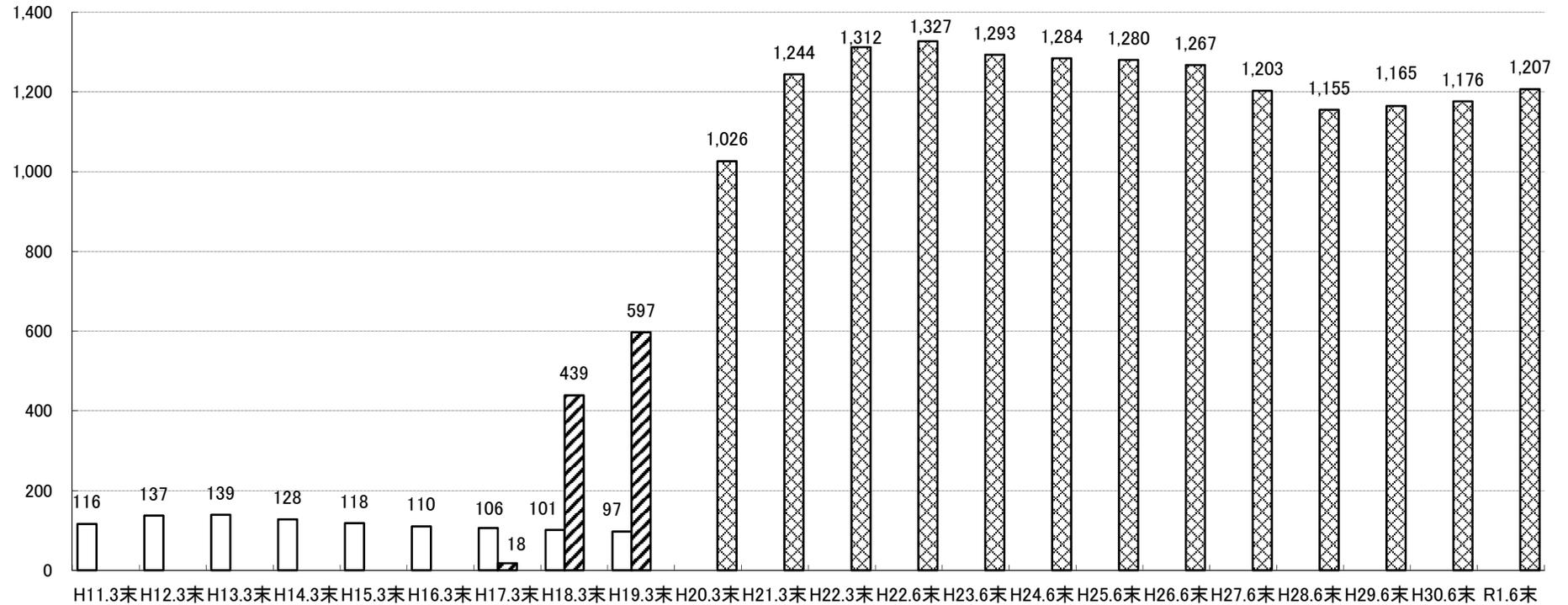
II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

2018年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、4社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消しが2件（業務改善命令を含む。）、業務停止命令が2件（業務改善命令を含む。）及び業務改善命令が1件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「業務改善命令に違反している状況」、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為」等となっている。

金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



□商品投資販売業者 ▨信託受益権販売業者 ▩第二種金融商品取引業者

注:平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

第5節 投資助言・代理業

I 投資助言・代理業者の概況（別紙1参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

2019年6月末時点では、投資助言・代理業者数は988社となっている。

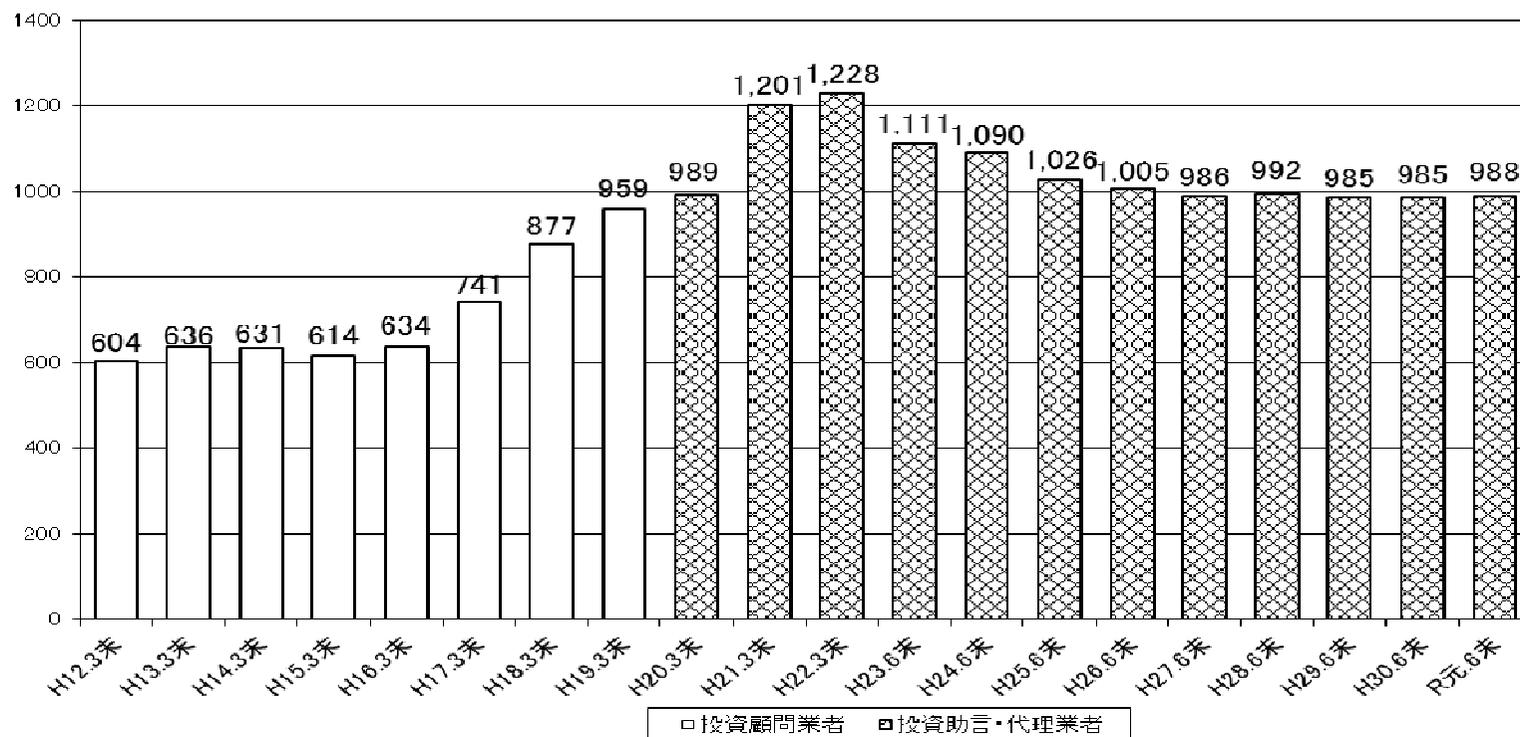
II 投資助言・代理業者に対する行政処分

2018年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、5社に対して行政処分を行っており、その内訳は、登録取消しが3件、一部業務停止命令が2件（いずれも業務改善命令を含む。）となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「重要な事項につき虚偽の説明又は誤解を生ぜしめるべき表示により勧誘を行っている事例」や、「無登録業者に対する名義貸しを行っている事例」等となっている。

金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移

(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

第6節 投資運用業

I 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

2019年6月末現在の投資運用業者数は383社（投資信託委託業者107社、投資法人資産運用業者90社、投資一任業者300社、自己運用業者42社）となっている。（別紙1参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

II 投資法人の推移

2019年6月末現在の登録投資法人は103社（不動産系97社、インフラ系6社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）63社の運用資産残高の合計は、2019年6月末で19兆3,076億円（前年比7.8%増）となっている。

2018年7月以降、4件のIPOを伴う新規上場があった。（別紙2参照）

III 運用資産の推移

2018年度の投資信託については、資金流入により純資産残高は増加している。

投資信託については、純資産残高は2019年6月末で公募投信113兆6,078億円（前年1.7%増）（株式投信101兆8,654億円（同2.7%増）、公社債投信11兆7,424億円（同6.7%減））、私募投信93兆2,671億円（同8.5%増）（株式投信89兆5,603億円（同8.8%増）、公社債投信3兆7,068億円（同0.3%増））となっている。（別紙3参照）

投資一任契約の資産残高については、2019年3月末で302兆3,371億円（同17.6%増、一般社団法人日本投資顧問業協会会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、5,906億円となっている（2018年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計）。

IV 資産運用業の高度化

（1）金融行政上の課題

資産運用業の高度化は、我が国の資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成を実現する上で極めて重要であり、資産運用の高度化につながる環境整備へ

の取組みを進めるとともに投資運用業者におけるより高度な業務運営態勢等を確立することにより、資産運用業の高度化を目指すことが必要である。

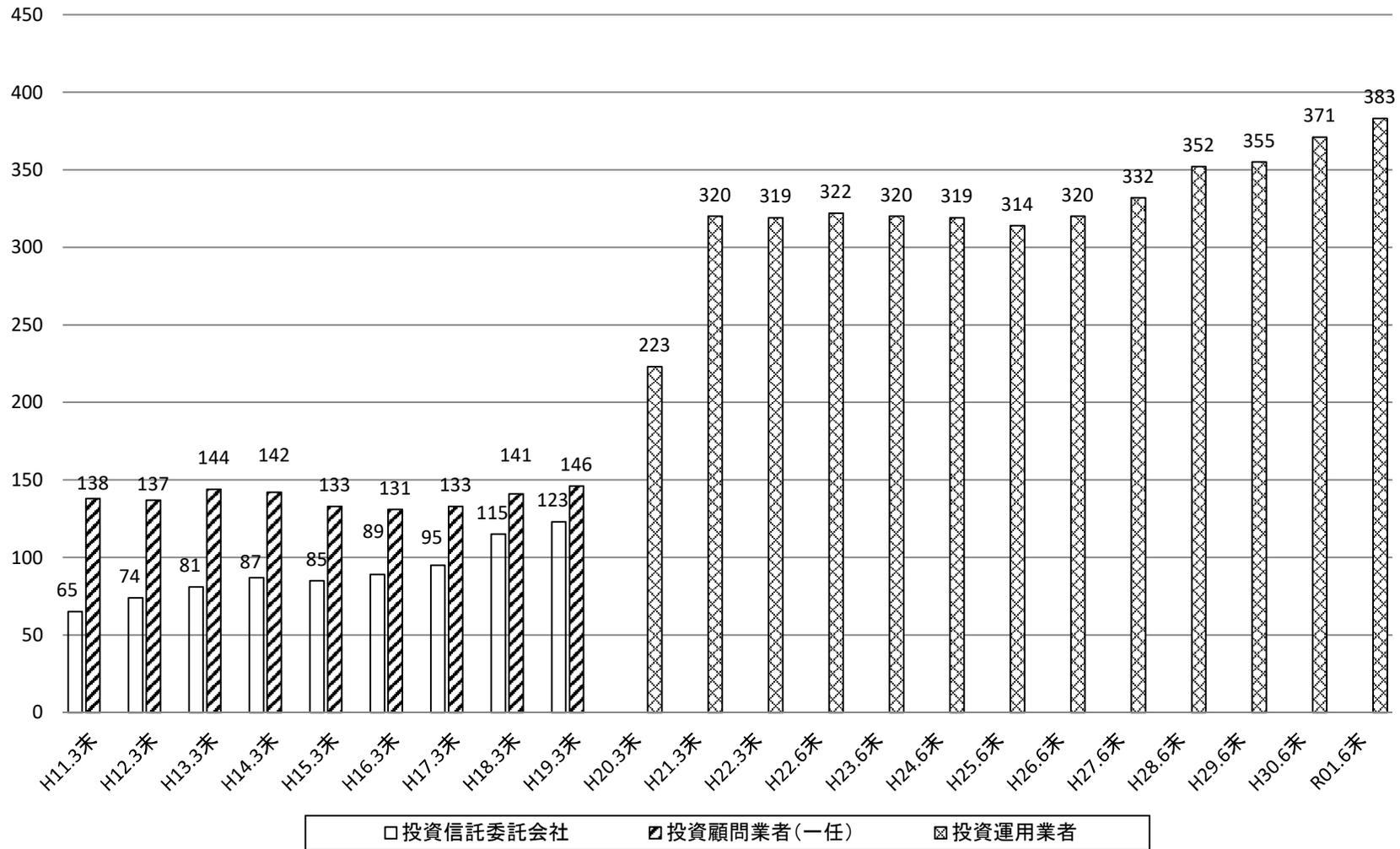
(2) 資産運用業の高度化に向けた取組み

日本の大手金融グループに所属する主要投資運用業者等を中心に、「資産運用業の高度化」の実態を把握するため、投資分類別の運用残高や収益構成についてデータを収集し、主要投資運用業者等のビジネス構造の分析を実施した。

また、大手金融グループ内における運用会社の役割と課題、位置付け、経営資源の投入状況を確認するとともに、投資運用業者等の経営陣自らが、「運用の高度化」を進めるに当たって認識し、解決すべき課題について対話を実施した。

(業者数)

金融商品取引業者(投資運用業)数の推移



投資法人の新規上場について

	投資法人名	上場日	資産運用会社
1	タカラレーベン不動産投資法人	2018年7月27日	タカラPAG不動産投資顧問株式会社
2	伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人	2018年9月7日	伊藤忠リート・マネジメント株式会社
3	エスコンジャパンリート投資法人	2019年2月13日	株式会社エスコンアセットマネジメント
4	サンケイリアルエステート投資法人	2019年3月12日	株式会社サンケイビル・アセットマネジメント

投資信託の純資産総額の推移

(単位:億円)

年(月)末	株式投信		公社債投信			合 計	
		うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信
昭和 40年	9,082	—	2,275	—	—	11,357	—
45年	6,551	—	6,033	—	—	12,584	—
50年	19,345	—	14,280	—	—	33,625	—
55年	40,293	—	20,226	—	—	60,519	—
56年	40,063	—	32,231	—	—	72,294	—
57年	47,818	—	45,458	—	—	93,276	—
58年	61,513	—	79,372	—	—	140,885	—
59年	80,127	—	102,851	—	—	182,978	—
60年	103,787	—	95,936	—	—	199,722	—
61年	191,183	—	129,570	—	—	320,753	—
62年	306,143	—	123,001	—	—	429,144	—
63年	392,525	—	136,448	—	—	528,973	—
平成 元年	455,494	—	130,999	—	—	586,493	—
2年	350,722	—	109,218	—	—	459,940	—
3年	285,624	—	135,001	—	—	414,738	—
4年	211,031	—	221,975	—	54,137	433,006	—
5年	195,475	—	311,900	—	110,781	507,375	—
6年	174,515	—	259,568	—	91,731	434,083	—
7年	146,817	—	332,755	—	120,018	479,572	—
8年	127,798	—	358,883	—	142,191	486,681	—
9年	99,866	—	306,630	—	115,631	406,495	—
10年	114,961	—	312,432	—	142,799	427,393	—
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年	823,766	299,120	119,701	7,145	22,295	943,467	306,265
23年	746,999	279,380	111,702	6,047	20,289	858,701	285,427
24年	842,117	312,977	116,706	5,208	18,470	958,823	318,185
25年	1,046,462	396,188	172,901	7,943	19,259	1,219,363	404,131
26年	1,222,836	451,882	180,916	16,825	19,758	1,403,752	468,707
27年	1,411,086	593,704	186,214	26,034	16,428	1,597,300	619,738
28年	1,529,740	699,513	177,519	41,330	655	1,707,259	740,843
29年	1,787,380	813,055	180,146	42,552	0	1,967,526	855,607
30年	1,794,265	858,754	152,907	36,826	0	1,947,172	895,580
31年 1月	1,839,688	858,973	152,076	37,043	0	1,991,764	896,016
2月	1,871,744	863,185	154,258	36,752	0	2,026,002	899,937
3月	1,896,754	881,562	152,456	36,878	0	2,049,210	918,440
4月	1,921,404	885,404	154,337	36,610	0	2,075,741	922,014
令和元年 5月	1,871,163	883,747	154,214	36,496	0	2,025,377	920,243
6月	1,914,257	895,603	154,492	37,068	0	2,068,749	932,671

第7節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、高速取引行為者

I 登録金融機関の概況

2019年6月末現在における登録金融機関数は、1,007社となっている。(別紙1参照)

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処している。

なお、2018年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

II 取引所取引許可業者の概況

2019年6月末現在における取引所取引許可業者数は、2社となっている。

なお、2018年7月以降の取引所取引許可業者に対する行政処分の実績はない。

III 金融商品仲介業者の概況

2019年6月末現在における金融商品仲介業者数は、891業者となっている。(別紙1参照)

なお、2018年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の実績はない。

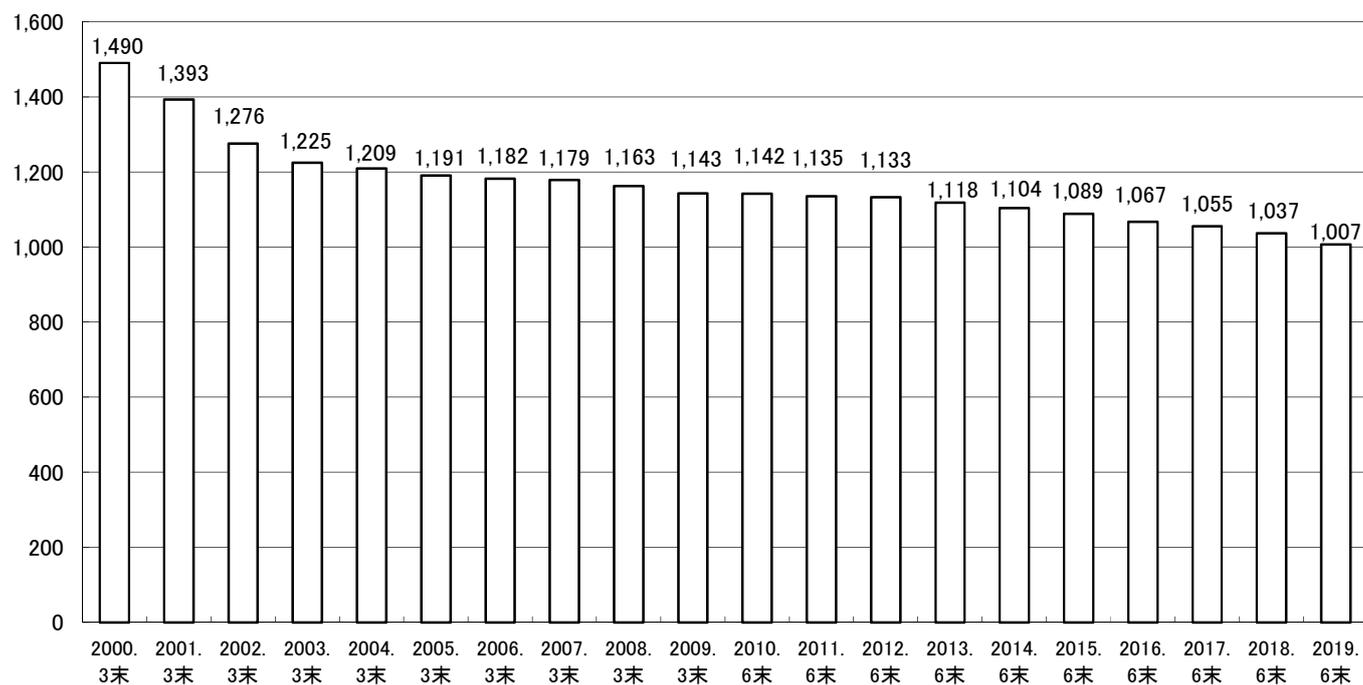
IV 高速取引行為者の概況

2019年6月末現在における高速取引行為者数は、44者となっている。

なお、2018年7月以降の高速取引行為者に対する行政処分の実績はない。

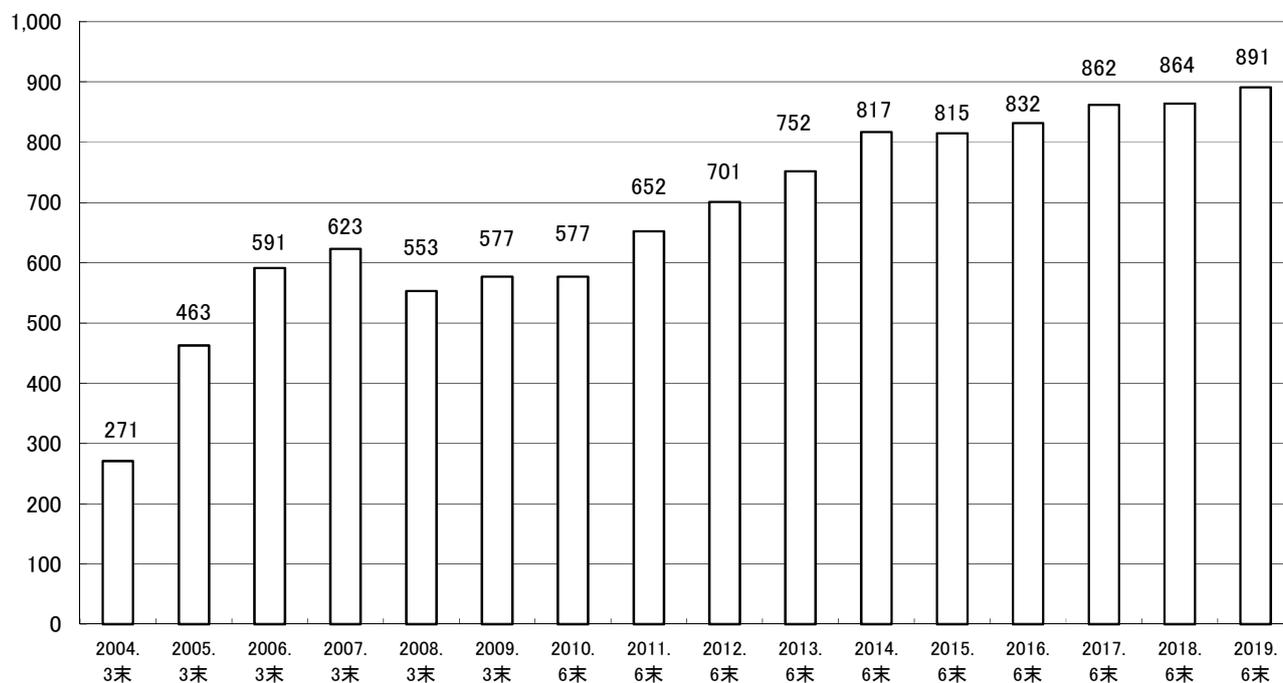
登録金融機関数の推移

(業者数)



金融商品仲介業者数の推移

(業者数)



注:2007年3月末までは証券仲介業者の数。

第8節 信用格付業者

I 信用格付業者の概況（別紙1参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

2019年6月末現在における信用格付業者は7社となっている。

II 信用格付業者の特定関係法人

2019年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、43法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（2019年6月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	17 法人
S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	12 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	14 法人

信用格付業者登録一覧

(別紙1)

(令和元年6月末現在 7社)

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官(格付)第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官(格付)第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第5号	平成22年9月30日	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官(格付)第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
金融庁長官(格付)第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麴町四丁目8番地麴町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官(格付)第8号	平成24年1月31日	S&PグローバルSFジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

第9節 適格機関投資家等特例業務届出者

I 適格機関投資家等特例業務届出者の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が1名以上及びそれ以外の者49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

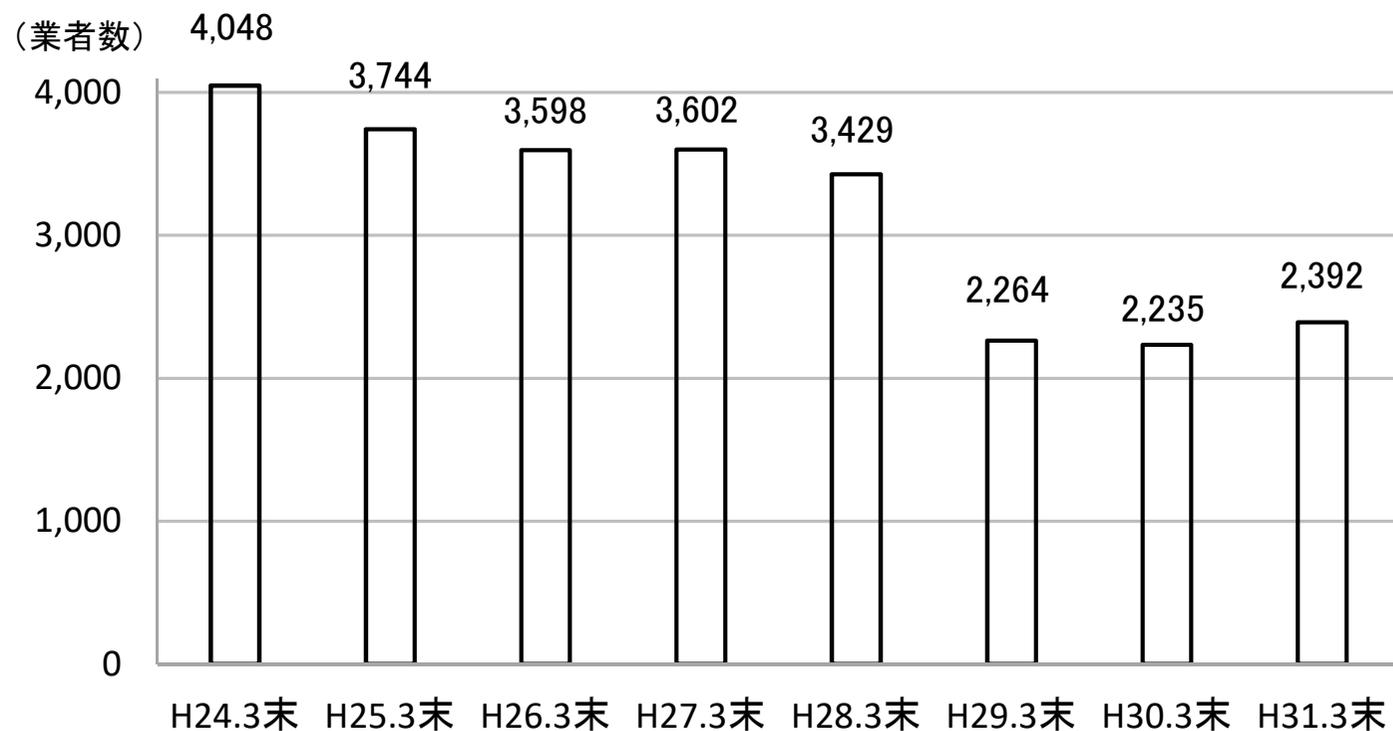
2019年3月末現在、これらの届出業者は2,392者（業務廃止命令発出先584者を除く）である。（別紙1参照）

II 適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分等について

2018年7月以降、財務（支）局への事業報告書の提出状況や証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、18件の行政処分（うち業務廃止命令14件）を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「業務改善命令に違反している状況」、「事業報告書を提出していない状況」、「投資者保護上問題のある業務運営」等となっている。

適格機関投資家等特例業務届出者数の推移



(注)H29.3以降は、業務廃止命令発出先を除いている。

第10節 集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

集団投資スキームとは、金融商品取引法第2条第2項第5号、6号に基づく権利を有する者から金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、収益を出資者に分配する仕組みのこと。

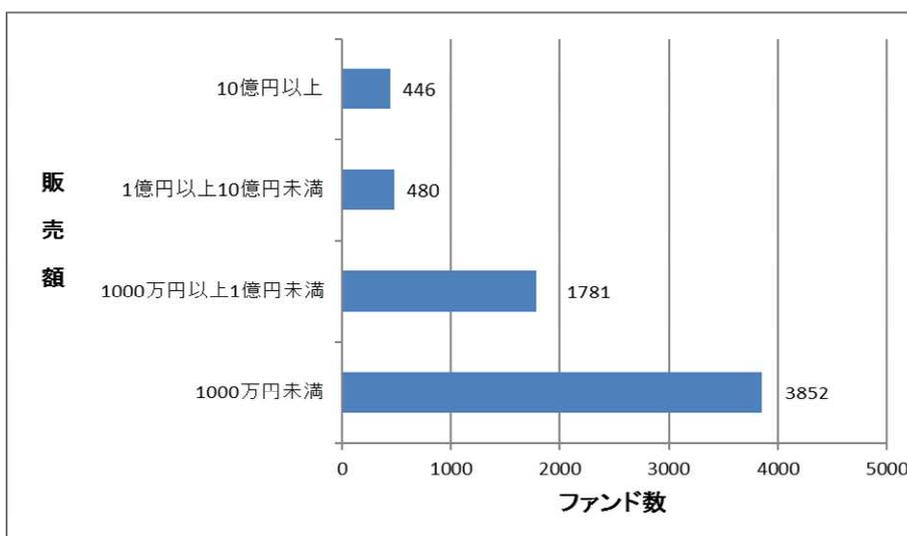
金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者における集団投資スキーム持分の販売・運用状況は、販売額3兆8,068億円、運用額31兆9,027億円となっている。(2018年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計。(別紙1参照))

集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

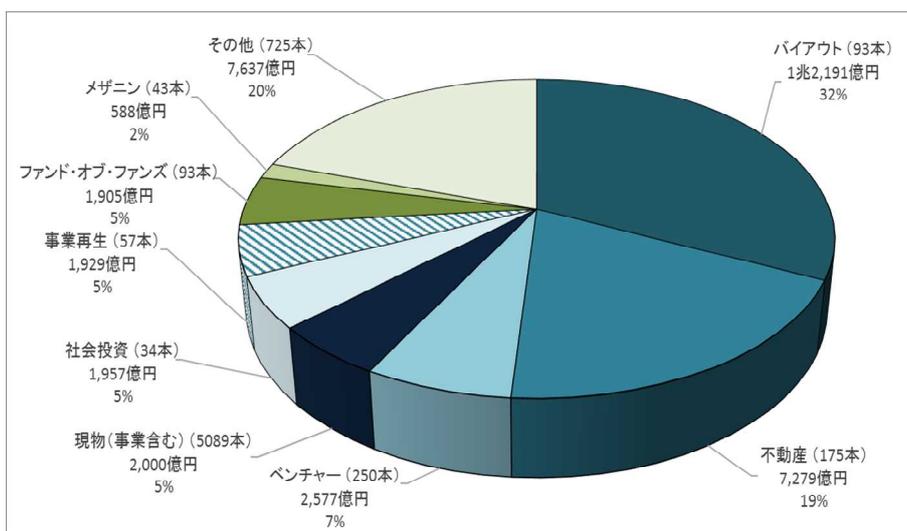
○ 集団投資スキーム持分の本数・販売額・運用財産額

	集団投資スキーム持分	
		うちプロ向けファンド
販売本数	6,559本	785本
販売額合計	3兆8,068億円	2兆3,462億円
運用本数	8,386本	3,157本
運用財産額合計	31兆9,027億円	19兆1,801億円

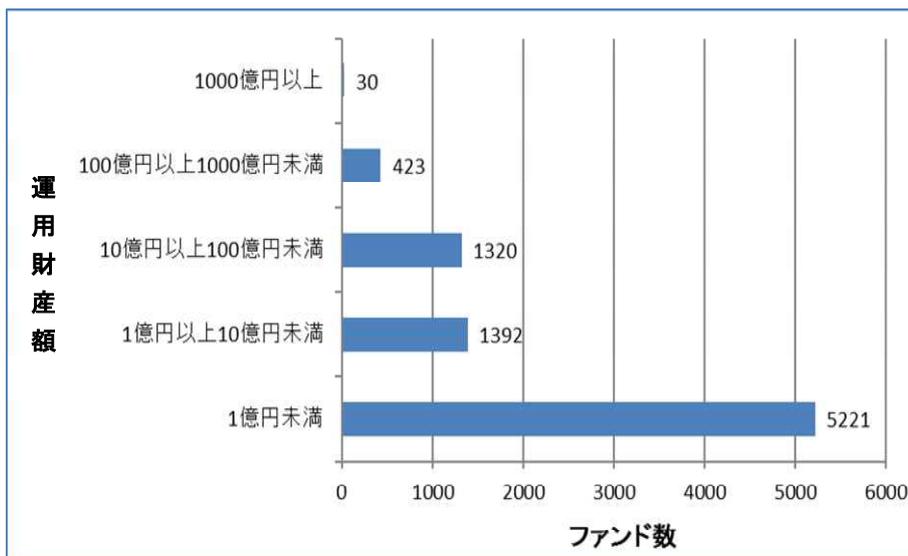
○ 販売額別ファンド本数



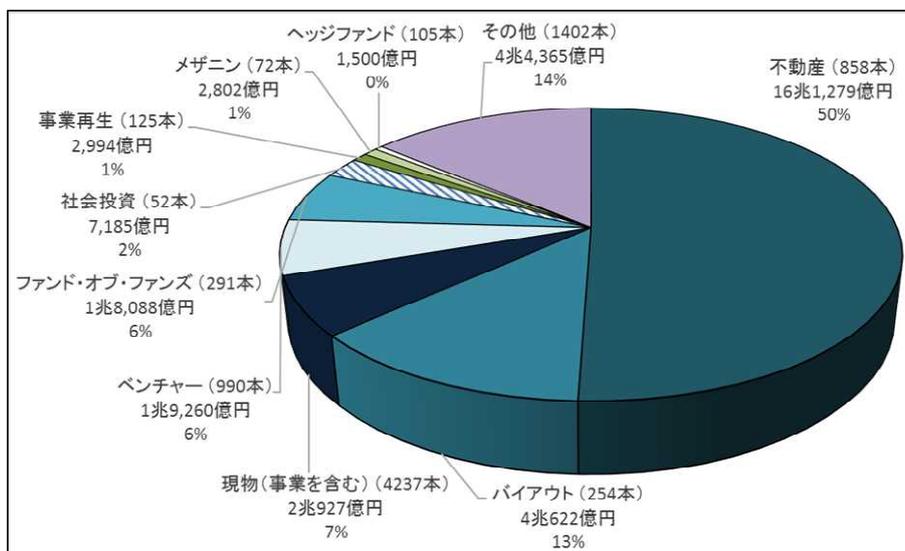
○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の販売額等



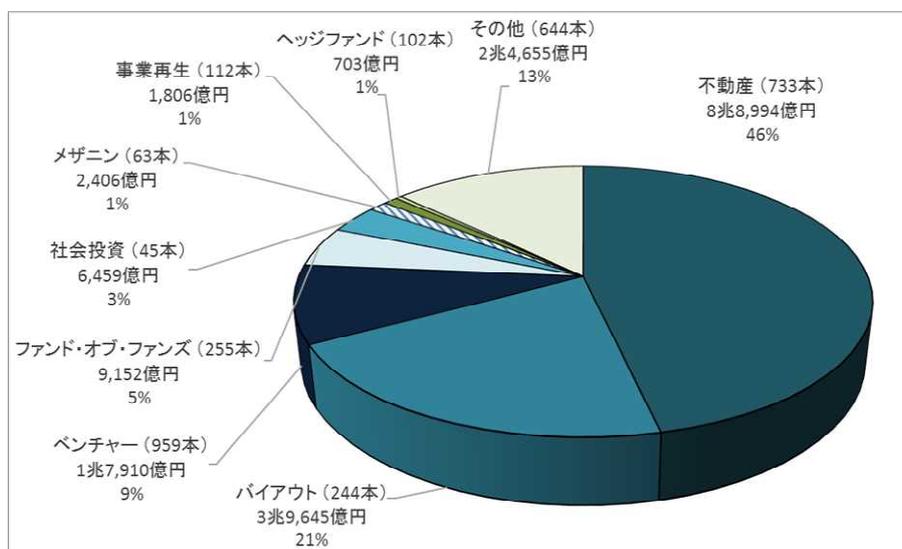
○ 運用財産額別ファンド本数



○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の運用財産額等



○ プロ向けファンドの商品分類別の運用財産額等



第11節 認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、2019年6月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

(2019年6月30日現在)

認定日	団体名	所在地
2010年1月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相 談センター	東京都中央区日本橋茅場町2-1 - 1

第12節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

I 相談件数の状況等

2018 事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は 699 件（前事務年度 567 件）となっており、そのうち 471 件が被害後の相談となっている。

相談者を年代別で見ると、年齢のわかるもののうち、60 代以上が約 30%、20 代から 40 代が約 59%となっている。

詐欺的な投資勧誘等に係る相談を分野別で見ると、前事務年度に引き続き、FX 取引、未公開株、集団投資スキーム（ファンド）に関するものが多く寄せられているほか、暗号資産（仮想通貨）や ICO に関するものが多く認められた。

また、多くが無登録業者が関与するものであり、その中には金融庁の職員を装った投資勧誘等も発生している。

II 対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、他省庁、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応
- ③ 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局との連携

（注）このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者に対して、金融商品取引法第 192 条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。

- ④ 「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化